

役員報酬等規程改正の概要

1. 役員の給料の改定

■ 改正理由

常勤の役員等の基本給月額の見直し期間を継続するため、所要の規定整備を行う。

■ 改正内容

1 常勤の役員等の基本給月額の見直し期間の継続に伴う改正

- ・ 理事長の基本給月額の 14%減額を令和 3 年 3 月 31 日まで継続する。

【附則(平成 20 年規程第 92 号)第 2 項及び附則(平成 23 年規程第 160 号)第 3 項】

■ 施行日

令和 2 年 3 月 25 日

(適用日は令和 2 年 4 月 1 日)